

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第4章 その他 (中 略)</p> <p>(技術室)</p> <p>第48条 防災研究所及び原子炉実験所に技術室を置く。 2 前項の技術室に技術室長を置く。 3 技術室長は、上司の命を受け、事務を処理する。</p> <p>第49条 (略)</p> <p>第50条 原子炉実験所技術室においては、原子炉及びその関連施設の設備並びに実験装置の運転・操作及び保守管理、放射線管理、廃棄物の管理その他原子炉実験所における技術的管理に関する事務(同実験所事務部経理課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 (その他の事務の内部組織)</p> <p>第51条 この規程に定めるもののほか、教育研究推進本部、経営企画本部及び部局事務部に置く事務の内部組織については、教育研究推進本部及び経営企画本部にあつては総長、部局事務部にあつては部局長が定めるものとする。</p>	<p>第48条 } (同 左) 2 } 3 }</p> <p>第49条 (同 左) 第50条 (同 左)</p> <p><u>第50条の2 前条までに定めるもののほか、各予算部局に検収センターを置く。</u> <u>2 検収センターに関し必要な事項は、総長が別に定める。</u></p> <p>第51条 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成18年9月25日から施行する。</p>